

鳥取縣公報

昭和二十六年八月二十九日
号 外 水曜日

本報ノ大キサハ國定ノA五判

◇鳥取縣告示第四百六号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の施行に伴う鳥取県農業委員会の委員会印及び委員長印を次のように定め昭和二十六年八月二十九日からこれを使用する。

昭和二十六年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

(イ) 鳥取県農業委員会印



(ロ) 鳥取県農業委員長印

